

函館市企業局職員に対する弔慰の基準

(趣旨)

- 1 この基準は、函館市企業局の職員が死亡した場合における弔慰について必要な事項を定めるものとする。

(弔慰の基準)

- 2 弔慰の基準は次のとおりとする。
 - (1) 弔慰の対応は、原則供花によるものとする。
 - (2) 葬儀が既に終了している場合、自宅での葬儀等で供花を望まない場合等供花対応ができない場合には、供花に代えて供物による対応ができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる基準は廃止する。
 - (1) 函館市水道局職員等に対する弔慰の基準
 - (2) 函館市交通局職員等に対する弔慰の基準

附 則

この基準は、令和2年6月2日から施行する。